

参考資料 1 - 1

別冊

みやぎ子ども・子育て幸福計画

(仮称)

(子ども・子育て支援事業支援計画)

第Ⅰ期

(素案)

宮城県

次

計画の作成に関する基本的事項及び方向性

卷之三

- | | |
|--------------|---|
| (1) 区域の設定の趣旨 | 1 |
| (2) 区域の内容 | 1 |

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする

- 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
(1) 教育・保育の必要利用定員総数の算定に当たっての考え方 · · · · 1
(2) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその

卷之三

- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

- (2) 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期 · · · · · 3
(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方 · · · 3
(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等 · · · · · · · · · · · 4
(5) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及び

携の推進

- ## (6) 地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策

(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

詩圖

- (1) 人材の確保及び質の向上のために講ずる研修等の具体的方策・・・・5

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施に
関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連
携

- (1) 児童虐待防止対策の充実 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 6
 (2) 社会的養護体制の充実 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 7
 (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ······ ······ ······ ······ ······ 9
 (4) 障害児施策の充実等 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 9

6 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に伴う調整・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定に伴う調整・・・・・・・・・・・・ 10

7 教育・保育情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し・・・・・・・・ 10
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備・・・・・・・・・・・・ 11

ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備

1 県全域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

2 各区域

- (1) 仙台区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 石巻区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) 塩竈区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (4) 気仙沼区域・・・・・・・・・・・・ 16
- (5) 白石区域・・・・・・・・・・・・ 17
- (6) 名取区域・・・・・・・・・・・・ 18
- (7) 角田区域・・・・・・・・・・・・ 19
- (8) 多賀城区域・・・・・・・・・・・・ 20
- (9) 岩沼区域・・・・・・・・・・・・ 21
- (10) 登米区域・・・・・・・・・・・・ 22
- (1 1) 栗原区域・・・・・・・・・・・・ 23
- (1 2) 東松島区域・・・・・・・・・・・・ 24
- (1 3) 大崎区域・・・・・・・・・・・・ 25
- (1 4) 蔵王区域・・・・・・・・・・・・ 26
- (1 5) 七ヶ宿区域・・・・・・・・・・・・ 27
- (1 6) 大河原区域・・・・・・・・・・・・ 28
- (1 7) 村田区域・・・・・・・・・・・・ 29
- (1 8) 柴田区域・・・・・・・・・・・・ 30
- (1 9) 川崎区域・・・・・・・・・・・・ 31
- (2 0) 丸森区域・・・・・・・・・・・・ 32
- (2 1) 亘理区域・・・・・・・・・・・・ 33
- (2 2) 山元区域・・・・・・・・・・・・ 34
- (2 3) 松島区域・・・・・・・・・・・・ 35
- (2 4) 七ヶ浜区域・・・・・・・・・・・・ 36
- (2 5) 利府区域・・・・・・・・・・・・ 37

(26)	大和区域	38
(27)	大郷区域	39
(28)	富谷区域	40
(29)	大衡区域	41
(30)	色麻区域	42
(31)	加美区域	43
(32)	涌谷区域	44
(33)	美里区域	45
(34)	女川区域	46
(35)	南三陸区域	47

i 計画の作成に関する基本的事項及び 方向性

- 1 区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一體的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携
- 6 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整
- 7 教育・保育情報の公表
- 8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

計画の作成に関する基本的事項及び方向性

1 区域の設定

(1) 区域の設定の趣旨

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第62条に基づき策定する本計画では、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとす
る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

その際、隣接市町村間等における広域利用※1等の実態を踏まえて定めるとともに、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整※2の判断基準となることを踏まえて定めることとされています。

（※1）広域利用：居住している市町村ではなく、他の市町村に所在する幼稚園・保育所等を利用することをいう。

（※2）需給調整：教育・保育施設から認可・認定の申請があった際に、その区域の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しているか、設置によってこれを超える場合に、認可・認定しないことをいう。

(2) 区域の内容

市町村が定める教育・保育提供区域等を総合的に勘案し、市町村毎を1区域としています。
具体的な区域の設定については、以下のとおりです。

仙台区域（仙台市）	蔵王区域（蔵王町）	大郷区域（大郷町）
石巻区域（石巻市）	七ヶ宿区域（七ヶ宿町）	富谷区域（富谷町）
塩竈区域（塩竈市）	大河原区域（大河原町）	大衡区域（大衡村）
気仙沼区域（気仙沼市）	村田区域（村田町）	色麻区域（色麻町）
白石区域（白石市）	柴田区域（柴田町）	加美区域（加美町）
名取区域（名取市）	川崎区域（川崎町）	涌谷区域（涌谷町）
角田区域（角田市）	丸森区域（丸森町）	美里区域（美里町）
多賀城区域（多賀城市）	亘理区域（亘理町）	女川区域（女川町）
岩沼区域（岩沼市）	山元区域（山元町）	南三陸区域（南三陸町）
登米区域（登米市）	松島区域（松島町）	
栗原区域（栗原市）	七ヶ浜区域（七ヶ浜町）	計35区域
東松島区域（東松島市）	利府区域（利府町）	
大崎区域（大崎市）	大和区域（大和町）	

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育の必要利用定員総数の算定に当たっての考え方

各市町村は、子ども・子育て支援事業計画に掲載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しています。その結果に基づいて算出した量の見込みを、必要に応じ、「子ども・子育て会議」での審議等を経て、地域の実情を踏まえて社会的流入入等を勘案の上、最終的な量の見込みとします。

本計画の各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たっては、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとし、認定区分※1ごとに定めています。

(※1) 認定区分：子ども・子育て支援法第19条第1項に定める施設型給付等を受ける子どもの支給認定の区分

をいう。

1号認定子ども：満3歳以上の保育の必要がない就学前子ども（学校教育のみ）

【利用する施設：幼稚園、認定こども園】

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育の必要性あり）

【利用する施設：保育所、認定こども園】

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

【利用する施設等：保育所、認定こども園、小規模保育等】

(2) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域及び区域ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期については、「ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備」に記載しています。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一體的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

幼保連携型認定こども園は、従来、幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法それぞれに基づいた認可・指導監督となつており、幼稚園、保育所それぞれの財政措置が行われていました。

これが幼保連携型認定こども園の普及を妨げる要因の一つとなっていましたが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正（以下「改正認定こども園法」という。）により、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとなり、指導監督や財政支援についても一本化され、事務手続きの簡素化が図されました。

県としては、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園の周知・広報を図り、その普及に取り組んでいきます。

(2) 設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

(単位：箇所)

区域名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
仙台						
石巻						
塩竈						
気仙沼						
白石						
名取						
角田						
多賀城						
岩沼						
登米						
栗原						
東松島						
大崎						
蔵王						
七ヶ宿						
大河原						
村田						
柴田						
川崎						
丸森						
亘理						
山元						
松島						
七ヶ浜						
利府						
大和						
大郷						
畠谷						
大衡						
色麻						
加美						
涌谷						
美里						
女川						
南三陸						
県計						

(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方

県としては、幼稚園及び保育所の設置者からの、認定こども園に移行するための施設・設

備等の基準や手続きに関する相談等に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設設置に向けて取り組んでいきます。

特に、老朽化した公立施設の改築等に際しては、認定こども園への移行、又は将来的な認定こども園への移行を踏まえた改築等を促進し、住民の利用希望に沿った教育・保育施設の利用が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図るために、幼稚園教諭及び保育士がお互いの仕事について理解を深め合うことが大切です。幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修については、教育・保育の一体的な提供を踏まえ、見直しを図りながら実施していきます。

(5) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策

乳幼児期の発達は、連續性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子ども達やかな発達を保障することが必要です。
県としては、実施主体である市町村と連携し、国の補助制度を活用しながら、認定こども園の普及を図るなど、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

(6) 地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策

質の高い教育・保育の提供のためにには、事業者同士の密接な連携が必要であり、特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は地域の中核的な役割を担うことが求められます。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用するため、満3歳以降も適切に教育・保育が利用できるよう、教育・保育施設との連携が不可欠です。
県としては、市町村の積極的な関与を促進し、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組んでいきます。

(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

学びと発達の連續性を確保するという視点に立った幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続を図るためにも、小学校を含めた教育現場、地域社会、行政等が連携を密にし、一体となつた取組を進めていく必要があります。

地域社会、教育現場、行政関係者で構成する連絡組織を通じて、幼児教育の課題や現況に

対する認識を共有し、適切な対応と連携を図っていきます。

また、幼稚園、保育所、小学校がそれぞれの校種で重視すべき保育及び教育の内容を確認

しながら、より実効性のある連携、交流を図っていく必要があることから、幼・保・小連携推進地区を指定して実践研究を進め、その普及に努めています。

4. 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(1) 人材の確保及び質の向上のために講ずる研修等の具体的方策

女性の就業率の上昇や人口集中等による保育需要の増加に伴い、待機児童が発生しており、その解消のためには、保育所等の整備だけでなく、保育士の確保が大変重要となっています。待機児童の解消とともに質の高い教育・保育の提供が求められる中で、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、ニーズが多様化しており、子どもの健やかな成長のためには、成長の各段階で密接に関わる者の資質の向上が必要不可欠です。

人材の確保については、保育士の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していないわゆる「潜在保育士」の再就職等を保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により支援していきます。

資質の向上については、段階に応じた研修を引き続き実施していくとともに、子どもが置かれている現状及びニーズを把握し、実情に応じて見直しを図りながら研修を実施し、質の高い教育・保育の提供を担う人材の養成に努めていきます。

特に、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るために、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している人材の確保が重要であり、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間である5年間での取得を促進していきます。また、小規模保育等での保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる新たな保育資格である保育支援員の取得を促進し、質の向上を図っていきます。

さらに、放課後児童クラブに従事する者に必要となる研修を、子ども総合センターを中心に関係機関と連携を図りながら計画的に実施していきます。

(2) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数及びその確保方策

イ 必要見込み人数

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
保育従事者 ※1					
家庭的保育者 ※2					
家庭的保育補助者 ※3					
家庭的保育者 ※4					

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施に関する事項、 その用済な実施を図るために必要な市町村との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

イ 児童相談所の体制の強化

平成19年度の児童福祉法改正に伴い、児童相談所による立入調査権等の権限が強化されたことから、一義的な相談機能を担う市町村に対して、技術的な支援も含めた後方支援をより一層強化していきます。

地域子ども虐待対策連絡協議会においては、市町村との連絡会議、情報交換、事例検討会を実施するとともに、子ども総合センター附属診療所等で関わっているケースについては、母子保健活動を通じて市町村との連携を図っているほか、各保健福祉事務所と協働で各市町村を対象とした事例検討会や研修を実施しています。

今後もネットワークの活用を図りながら、情報連絡会などを実施し、引き続き市町村との連携を図っていくほか、児童相談所の専門的事例対応や市町村支援機能の充実を図っていきます。

ロ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

各市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されますが、市町村において取組には差があり、真に効果的なものとするよう働きかけが必要です。

児童相談所を児童虐待防止対策推進の核として、特にその予防対策に重点を置いて推進していくとともに、様々な理由により保護を要する子どもたちを支援していきます。また、要保護児童対策地域協議会の一層の活性化を図るとともに、各相談機関の周知広報に努めています。

市町村の体制については、市には家庭児童相談室が設置され、相談体制はある程度確保されていますが、町村職員に対して相談のノウハウを含めたより具体的な実践研修が必要です。

これまで職種による研修が主であり、その職種が専門性を高め、スーパーバイズ機能を果たすという効果は期待できる一方で、実際に虐待の発見・対応の最前線にいる保育士、幼稚園や学校の教諭間の虐待に対する共通理解が進まないことも課題となっており、ケースに基づいた研修などの実施により一層の活動の充実を図っていくとともに、職種別の基礎又は専門研修とは別に、地域での複数の関係職種による集団的な対応を可能にする実務的な研修実施も検討していきます。

ハ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

妊娠や出産後の母親は、身体的にも精神的にも不安定で育児不安を抱えると同時に、マタニティープルーや産後うつ病などの発症時期もあります。また、それらが乳幼児虐待の一因にもなっています。

子育ての支援と孤立化を防止するため、引き続き乳児のいる全ての家庭への訪問について全市町村で取り組むとともに、市町村や関係機関と連携しながら、母子保健担当者等を対象とした親支援や虐待予防のための研修等により職員の資質向上を図っていきます。

二 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県が設置する社会福祉審議会において、虐待による児童死亡事例などの検証作業を行い、有識者による審議を経て、事例の検証結果及び再発防止策のための提言を報告書にまとめています。

虐待による児童死亡事例などの再発防止のためには、報告書により提言された内容を、児童虐待の最前線にいる支援者のみならず、県・市町村を含めた支援機関全てが共通理解を持ち実行していく必要があり、市町村に設置された要保護児童対策地域協議会において、当該報告書に基づいた研修会などを実施することにより再発防止に努めていきます。

(2) 社会的養護体制の充実

イ 家庭的養護の推進

『里親委託等の推進』

様々な理由により保護を要する子どもに対応するため、施設としての児童養護施設や、制度としての里親制度があります。

子どもの健やかな成長には、家庭的な雰囲気の中での養育が大切であり、里親の下で養育されるのが望ましいですが、現実的には児童養護施設への依存割合が高い状況にあります。

保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していくとともに、里親と児童養護施設の間を埋める対策として、ファミリーホーム事業を実施し、子どもたちのより家庭的な雰囲気の中での養育を目指していきます。また、東日本大震災により親を失った子どもの養育世帯については、親族里親又は養育里親として認定し、経済的支援を行っていますが、今後も里親に對して経済的支援を継続していくとともに、児童相談所や各支援機関等が連携しながら、研修会や意見交換会などの開催やベテラン里親による支援など、細やかな対応に努めていきます。

『施設の小規模化及び地域分散化の推進』

児童養護施設などには、虐待を受けた子どもの入所が増加していますが、他者との関係性を回復させるためのケアや愛着障害を起こしている子どものケアには、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があり、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視しだきめ細やかなケアを提供していくことが重要とされています。

児童養護施設に入所している子どもの中には、実親の死亡・行方不明等により長期にわたり家庭復帰が見込めない子どもいるため、これらの子どもの社会的自立を促進するため、家庭的な環境の中で生活体験を積む必要があります。

そのため、小規模グループケア事業や地域小規模児童養護施設の設置により、子どもを

より家庭的な環境の中での養護を推進していきます。

さらに、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設については、老朽化や定員に余裕のない施設があるため、今後、施設整備が必要であり、入所児童数の動向を踏まえ、施設整備の検討を行い、入所している子どもへの支援の充実を図っていきます。

《専門的ケアの充実及び人材の確保・育成》

福祉の現場における多種多様なニーズに対応するため、児童相談所や保健福祉事務所の職員を外部機関で実施する研修に派遣しています。

今後も専門性が高い外部機関の専門研修などに職員を派遣し、職員の資質の向上を図っています。

《自立支援の充実》

様々な事情により、家庭で生活できない子どもが、就労等による社会的な自立までを支援する施設として自立援助ホームがあり、施設退所者の進路などの相談については、入所施設の担当職員のほか、児童相談所の担当者の対応が必要です。

自立援助ホームの今後の利用見込み等の動向を踏まえながら、県内への新設の必要性等を検討していくとともに、施設退所者などが気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めています。

《家族支援及び地域支援の充実》

「児童家庭支援センターにおいて、地域の「児童福祉」に関する住民等からの様々な相談対応・助言等を行っているほか、母子生活支援施設においては、様々な事情で入所している母と子に対して、心身と生活を安定化するための相談援助を行い、自立を支援しています。近年、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）による被害等の相談が増加していることから、これらの施設の地域での役割や関係機関との連携強化がより重要な役目になります。

児童家庭支援センターにおいては、併設する児童福祉施設職員の専門性をより有効に活用できるよう、市町村や児童相談所との連携強化を図ります。また、母子生活支援施設においては、DV被害による入所者の割合が多くなっていることから、保健福祉事務所や女性相談センターなど関係機関との連携を密にし、入所者の生活支援に努めています。

《子どもの権利擁護の推進》

福祉施設内で、職員などによる措置児童に対する虐待が発生している現状を受けて、国が作成した「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、児童福祉施設における子どもの権利擁護強化の取組を進めていく必要があります。

児童福祉施設に対し、施設内での虐待予防について周知徹底を図るとともに、被措置児童等への子どもの権利についての学習機会の確保を図っていきます。また、施設職員や関係機関職員に対し、子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修等の開催により、職員の資質向上を図るとともに、関係機関の連携強化を進めています。

なお、施設内で虐待が発生した際には、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき迅速に対応していきます。

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

経済的支援や就業・自立支援センターを拠点とした就業支援など、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

また、法改正により母子家庭等への支援体制の充実や、父子家庭に対する経済的支援の拡充など、ひとり親家庭に対する支援施策が充実されたことに伴い、制度の普及啓発を図っていきます。

さらに、ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行うための支援員を引き続き配置していくとともに、多岐にわたる相談に対応していくため、支援員の資質向上を図っていきます。

(4) 障害児施策の充実等

障害のある子どもを持つ保護者は、他の子育て家庭以上に大きな不安を抱えています。障害児については、子どもとしての育ちを保障していくとともに、専門的な支援が必要とされています。また、専門医療機関での医療提供後の地域における生活支援や日頃のケアまでを含めた対応が求められています。

発達障害の早期発見・早期療育につながる相談や指導を受けられる支援機関が身近な地域に少なく、支援機関の連携が十分とはいえない状況にあるため、医師、保健師等と連携しながら、心身の発達に問題を有する子どもを早期に把握し、発達支援を行ふとともに、子どもとのQOL（生活の質）を高めるため支援に取り組んでいきます。

保育を必要とする障害児については、保育所における障害児保育で、小学生に対しては放課後児童健全育成事業で対応していますが、潜在的なニーズを含めて対応できるよう一層の充実が必要です。

障害児保育事業の充実や放課後児童健全育成事業など、障害児の受入れを促進していくとともに、地域の保育園、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に協力し、連携して包括的な支援ができる体制を構築していきます。

学校教育法の一部改正により、就学基準による特別支援学校就学が原則ではなくたため、多様な学びの場から最も教育効果の高い学びの場の選択に当たっては、関係機関と連携のもと、児童生徒や保護者等と相談しながら進めていくことが求められており、県教育委員会や市町村教育委員会は、小・中学校の特別支援学校や通級指導教室、特別支援学校等それぞれの保有する資源の十分な活用を図るとともに、教育委員会の体制整備や専門性の向上、関係機関との連携等を通じて、早期からの教育相談・支援の更なる充実を図ることが求められています。

学校、福祉施設、療育施設等の支援者が、発達障害の特性、療育のあり方について理解を深め、子どもの発達がより促進されるよう支援していくとともに、保護者への障害理解のための取組を行っていきます。

すべての障害のある児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及に総合的に取り組んでいきます。

6 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

(1) 市町村子ども・子育て支援事業計画作成に伴う調整

【今後、広域調整の案件が出てくれば記載。任意記載事項のため、案件が無ければ削除】

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定に伴う調整

【今後、広域調整の案件が出てくれば記載。任意記載事項のため、案件が無ければ削除】

7 教育・保育情報の公表

県は、国の全国総合システム等が持つ教育・保育施設及び地域型保育事業所に関する情報を、ホームページ等を通じて公表し、子どもの保護者が教育・保育を利用又は利用しようとする際に、適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保します。

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

就労を希望する女性が増加する中で、子どもを育てながら働き続ける希望を持っているも、現実には多くの女性が出産を機に離職していたり、再就職を希望しても、労働条件の問題と保育サービス利用の問題から就職できない状況も少なくありません。

労働人口の減少の中で経済発展を進めるためにも、女性の就業が求められており、仕事と家庭の両立を支援するための各種支援制度の充実や、相談窓口などの情報提供、働きやすい職場環境づくりの促進など、普及啓発を進めていく必要があります。

両親が育児休業を取得することにより原則として上限1年間の育児休業期間を1年2ヶ月まで延長できる「パパ・ママ育休プラス」や、労使協定で専業主婦（夫）の配偶者を対象外にできる除外規定の廃止など、男性の育児休業を促す制度が導入されていますが、男性の育児休業取得率は低い数値で推移しており、取得しやすい環境づくりを進める必要があります。

家庭や地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談内容の多様化・複雑化により、相談員に幅広い知識が求められています。研修等により資質の向上を図っていきます。

また、労働者の個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択が可能な「仕事と生活の調和」の実現のため、各種支援制度の充実や、広報による普及啓発、制度情報の提供などにより、労働者及び事業主の意識改革に取り組んでいきます。

さらに、労働環境の整備、男女共同参画の推進、子育て支援などの様々な観点から、「仕事を生活の調和を実現するための働き方の見直し」に関する普及啓発を図っていきます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

都市部では、女性の就業率の上昇や人口集中等により保育需要は増加しており、待機児童が発生しています。また、年齢別には3歳未満の低年齢児が大半を占めています。女性の社会進出や経済的理由など、子どもが生まれても働きたいと思う人が増えており、仕事と子育ての両立のために待機児童の解消が喫緊の課題となっています。また、待機児童の解消のためには、施設の整備や事業の実施と同時に保育士の確保が必要です。

保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行っていきます。また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する支援等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への移行を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。

さらに、待機児童は都市部が多く、面積の確保などに課題があるため、保育所の整備が難しく、また、3歳未満の低年齢児が多いことから、小規模保育事業や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業での展開を促進し、入所受入児童数の拡大を図っていきます。

保育士の確保については、処遇改善など労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）により、人材の確保に努めています。

就労機会の増加や就労形態の多様化等により、保育所や認定こども園における通常の利用時間以外に保育を行う延長保育や、幼稚園における教育標準時間の前後及び長期休業期間などでの一時預かり保育、病院・保育所等に付設された専用スペース等における病児への看護師等による保育など、多様なニーズに対応する必要があります。

また、放課後児童健全育成事業は、利用対象が小学校3年生以下から小学校6年生以下に拡大されましたが、待機児童や未実施地域、開設日・時間、質の向上が課題となっています。県は、市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域子ども・子育て支援事業（※）を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図っています。

（※）利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊娠健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期新事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、実費収納にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備

- 1 県全域
- 2 各区域（全35区域）

ii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備
(量の見込み及び確保の内容等)

1 県全域

〔単位：人〕

〔1号〕	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み					
②確保の内容（教育・保育施設）					
②-①					

〔確保の内容及びその実施時期の考え方を記載〕

〔2号〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み					
②確保の内容（教育・保育施設）					
②-①					

〔確保の内容及びその実施時期の考え方を記載〕

〔3号〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み					
②確保の内容	教育・保育施設				
②-①	地域型保育事業				

〔確保の内容及びその実施時期の考え方を記載〕

〔認定こども園への移行の認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加算する数〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①' 加算する数					

2 各区域

〔単位：人〕

(1) 仙台区域

【1号】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の内容（教育・保育施設）					
②-①					

«確保の内容及びその実施時期の考え方を記載»

【2号】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の内容（教育・保育施設）					
内容 ②-①					

«確保の内容及びその実施時期の考え方を記載»

【3号】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の内容（教育・保育施設）					
内容 ②-①					

«確保の内容及びその実施時期の考え方を記載»

【認定こども園への移行の認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加算する数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①' 加算する数					

(2) 石巻区域

【1号】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の内容（教育・保育施設）					
②-①					

«確保の内容及びその実施時期の考え方を記載»

【2号】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の内容（教育・保育施設）					
②-①					

«確保の内容及びその実施時期の考え方を記載»

【3号】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み					
②確保の 内容	教育・保育施設				
②-①					

【認定こども園への移行の認可・認定の基準となる必要利用定員総数に加算する数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①' 加算する数					

